

職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十二月二十三日

仙台市人事委員会

委員長 吉田広志

仙台市人事委員会規則第十六号

職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当に関する規則（昭和四十五年仙台市人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(条例第十二条の二第二項の規定による地域手当) 第二条 条例第十二条の二第二項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、当該各号に掲げる割合とする。 一 特別区の区域 <u>百分の十八</u> 二 前号の区域以外の東京都の区域 <u>百分の十二</u> 三 京都市の区域及び神戸市の区域 <u>百分の十</u>	(条例第十二条の二第二項の規定による地域手当) 第二条 条例第十二条の二第二項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、当該各号に掲げる割合とする。 一 特別区の区域 <u>百分の二十</u> 二 前号の区域以外の東京都の区域 <u>百分の十六</u> 三 [削る]

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和七年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第三号を削る改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則（第二条第三号を削る改正規定を除く。）による改正後の職員の地域手当に関する規則第二条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（人事委員会事務局審査給与課）